

銚子市立病院
指定管理仕様書

平成21年1月

銚子市

目次

1	趣旨	1
2	管理運営に関する基本方針	1
3	施設の名称等	1
4	指定期間	1
5	管理の基準	1
6	指定管理者が行う業務の内容	3
7	医療機能	4
8	政策的医療	4
9	地域医療全体の質の向上に向けた役割	5
10	施設維持	5
11	施設等の改良工事等	5
12	医療機器及び備品の管理	6
13	料金の収受等	6
14	利用料金及び手数料の決定	6
15	土地・建物等の無償貸与	6
16	区分会計の独立と管理口座	6
17	事業計画	6
18	指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ	7
19	協議機関	7
20	報告	7
21	事業評価	7
22	協定の締結	7
23	指定期間満了前の指定の取消し	7
24	指定期間終了後の引継ぎ	8
25	リスク（責任）分担	8
26	その他	9

以下の文章中、太字ゴシック体で表記されている内容は、今回の改正点です。

1 趣旨

この仕様書は、銚子市病院事業の設置等に関する条例（平成20年条例第46号。以下「条例」という。）第5条に定める指定管理者が行う業務の詳細及び指定管理者制度実施の条件その他必要な事項について定めるものとします。

2 管理運営に関する基本方針

銚子市立病院（以下「市立病院」という。）の管理運営に関する基本方針は提案に基づき協議により決定します。なお、従来の理念・基本方針は のとおりです。

設置目的

市民の健康保持に必要な医療を提供する。（条例第1条）

市立病院の理念・基本方針

理念：「愛と科学」を基本理念に温かみのある良質な医療の提供をめざします

基本方針

- すべての職員は、患者さんとの信頼関係の構築に努めます
- インフォームドコンセント（説明と同意）に基づく医療を実行し診療情報の適正な開示を行います
- 医療安全管理の強化に努めます
- 市の中核病院として、近隣医療機関との連携に努めます
- 職員の教育と研修を実施し、知識・技術・倫理観の向上に努めます
- 経営の健全化に努め、働きがいのある病院をめざします

3 施設の名称等

名 称 銚子市立病院

病院名は、市立病院として市民に分かりやすく、かつ、指定管理者の責任と信用も併せて表現できる名称について今後検討する。

所在地 銚子市前宿町597番地

（施設概要は別紙1に記載）

4 指定期間

診療開始の日()から平成27年3月31日まで

診療については、原則として平成21年9月までに開始するものとします。

5 管理の基準

法令等の遵守

指定管理者は、市立病院の管理運営に当たり、以下の法令等を遵守しなければなりません。

医療法（昭和23年法律第205号）

薬事法（昭和35年法律第145号）

健康保険法（大正11年法律第70号）

地方自治法(昭和22年法律第67号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第21号。以下「手續条例」という。)

銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成16年規則第25号。以下「手續規則」という。)

銚子市病院事業の設置等に関する条例（平成20年条例第46号）

銚子市個人情報保護条例(平成15年条例第4号。以下「保護条例」という。)

銚子市個人情報保護条例施行規則(平成15年規則第35号。以下「保護規則」という。)

銚子市情報公開条例(平成10年条例第19号。以下「情報公開条例」という。)

その他、施設の管理運営に適用される法令等

許認可の取得

指定管理者は、市立病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

診療日・診療時間等

診療日、休診日等は、提案に基づき協議により決定します。

なお、従来の診療日等は次のとおりです。

・ 診療日、診療時間等

診療日 月曜日から金曜日まで

診療時間 午前9時から正午まで

受付時間 午前8時30分から午前11時30分まで

・ 休診日 日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

12月29日から翌年の1月3日までの日

環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたっては、地球温暖化防止等環境に配慮してください。

バリアフリーへの配慮

指定管理者は、施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮してください。

帳簿の記帳及び保存

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日か

ら起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとします。また、これらの書類について、市が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

文書管理

指定管理者は、その管理の業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文書目録を作成し、情報公開条例に基づく一般の利用に供するとともに、毎年度終了後、市に提出するものとします。

指定管理者は、指定期間終了後、その管理の業務に係る文書を市又はその後の指定管理者に引き継ぐものとします。

業務報告に関すること

指定管理者は、業務の実施状況等について、事業報告書（年度報告・月例報告）を提出することとします。

その他市長が必要と認める場合は、随時報告を行うものとします。

個人情報保護に関すること

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、当該業務の範囲内で、個人情報の保護について、手続条例第11条の規定により、秘密保持の義務を負うものとします。

なお、保護条例の規定に違反した場合には、同条例第41条、第42条及び第45条の罰則規定が適用になります。

情報の公開について

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たり保有することとなる情報のうち、個人情報以外のものについては、積極的に公開に努めることとします。また、当該業務を行うに当たり保有する情報について、市長から提供を求められたときは、これに応じなければなりません。

守秘義務

指定管理者及びその従業員は、管理の業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その指定管理者でなくなった後及びその従業員でなくなった後も、同様とします。

6 指定管理者が行う業務の内容

内科、外科、整形外科、小児科の外来・入院診療業務

ただし、小児科の入院については、体制が整い次第運営することとします。

一般病床100床から150床程度を目安として運営することとします。なお、許可病床数223床が上限となります。

救急医療に関する業務（二次救急医療）

健康診断に関する業務

病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

病院の利用に係る料金の収受に関する業務

手数料の徴収に関する業務

その他、市長が必要と認める業務

市民への情報提供機能、地域医療の質向上のための取組み、「銚子市地域防災計画」に基づく災害時の対応、市民の健康危機への対応等、詳細については提案に基づき別途協議します。

上記 から までの業務については、指定管理の期間内に段階的に実施することも可とします。

7 医療機能

指定管理者は、銚子市における公的医療機関の担い手として、地域医療機関との連携のもと急性期を中心とした医療機能を提供することとします。

基本的医療機能

急性期を中心とした医療機能（二次救急機能を含む。）を提供することとします（**指定管理の期間内に段階的に実施することも可**）。

市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた医療を実施することとします。

診療科

内科、外科、整形外科、小児科を標榜することとします（**指定管理の期間内に段階的に設置することも可**）。

外来診療体制

各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮してください。

入院診療体制

一般病床100床から150床程度を目安として運営することとします（**指定管理の期間内に段階的に実施することも可**）。

入院診療は急性期患者に対応した医療の提供に努めることとします。

小児科の入院については、体制が整い次第運営開始に努めることとします。

看護

患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこととします。

看護基準・手順が定められていることとします。

夜勤勤務時間については、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号）に準じるものとします。

8 政策的医療

指定管理者は、次の政策的医療を実施することとします（**指定管理の期間内に段階的に実施することも可**）。

救急医療

二次救急医療を提供することとします。

平日夜間小児急病診療事業に協力することとします。

市が銚子市医師会に委託して実施している在宅当番医（休日当番医）事業に協力することとします。

小児医療

小児医療を実施することとします。

小児科の入院については、体制が整い次第運営開始に努めることとします。

9 地域医療全体の質の向上に向けた役割

医療における安全管理

安全管理に基づく医療の提供

法令に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供することとします。

院内感染対策

感染対策マニュアルを策定し、標準予防策を実施することとします。

医療倫理に基づく医療の提供

患者中心の医療を行う等、法令に基づき適切な対応をすることとします。

地域医療機関との連携・協力、地域医療の質向上のための取組み

地域の医療機関との連携を図ることとします。

患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体の質を向上させる取組みに努めることとします。

薬剤師、看護師、医療技術職員等の養成課程等のための実習病院として、学生等の受入れに努めることとします。

市民参加の推進

病院運営に関し、市民参加を実現するため、次の取組みを行うこととします。

医療情報、経営情報等の情報公開の推進を図ることとします。

病院広報（病院ホームページの開設、広報誌の発行等）やアンケートの実施などに努めることとします。

10 施設維持

施設、駐車場、設備及び付帯設備（以下「施設等」という。）の維持管理に必要な経費は、原則として指定管理者の負担とします。

11 施設等の改良工事等

固定資産に計上すべき工事（施設の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設の延命を伴う工事）で、1件100万円を超えるものは、予算の定めるところにより市の負担とします。

固定資産に計上すべき工事であっても、1件100万円以下の工事は、指定管理者の負担とします。

上記、以外の工事（修繕工事等）で、1件100万円を超えるものは、予算の定めるところ

るにより市の負担とします。

上記、以外の工事（修繕工事等）で、1件100万円以下の工事は、指定管理者の負担とします。

12 医療機器及び備品の管理

医療機器及び備品（以下「医療機器等」という。）の維持管理、保守、修繕に必要な経費は、原則として指定管理者の負担とします。

医療機器等の更新又は新規の購入は指定管理者が行い、その経費は指定管理者の負担とします。

市が更新又は購入した資産は市に帰属し、指定管理者が購入した資産は指定管理者に帰属します。

13 料金の収受等

病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とします。

証明書、診断書の発行等の手数料の徴収については、市との間で地方公営企業法第33条の2の規定に基づく委託契約を締結し、指定管理者が徴収するものとし、手数料に相当する額を委託料として交付します。

14 利用料金及び手数料の決定

利用料金については条例第7条第1項、手数料については条例第10条第1項の規定によりますが、指定管理者の提案により協議することも可能です。

15 土地・建物等の無償貸与

市は、市立病院の土地、建物及び備品等を指定管理者に無償貸与します。ただし、目的外使用（売店、自動販売機等）に係る場所代については、市に支払うものとします。

16 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、病院事業に関して自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

17 事業計画

指定管理者は、原則6年間を年次とする中期事業計画及び年度別事業計画を提出することとします。それぞれの計画書は、医療提供計画書、施設管理計画書、収支計画書により構成してください。

医療提供計画書

患者数、各科各部門の職員体制、医師の専門診療体制、外部委託業務の種類・方法、受託研究の内容等とすることとします。

施設管理計画書

各設備機器の保守管理予定、改良・改修予定等とすることとします。

収支計画書

病床利用率、職員給与費対医業収益比率は必ず記載してください。

18 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

仮協定締結以降、業務開始に向けて、随時、指定管理者候補者との事務引継ぎを行っていきます。

19 協議機関

指定管理者は、地域医療連携の推進を図るため、地域の医療機関代表者、銚子市医師会代表者、千葉県、市等が構成員となり今後設置予定の「銚子市新医療提供体制検討委員会（仮称）」に参画することとします。

市と指定管理者は、市立病院の施設等の整備及び病院運営に関する報告、協議及び調整を目的とした連絡調整会議を設置することとします。

20 報告

指定管理者は、次の各号に掲げる事項は、事前に市に報告することとします。

病院長の任免に関すること。

その他指定管理業務に係る重要な事項（診療科の新設等）に関すること。

21 事業評価

市は、毎年度事業評価を行います。

22 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申込時に提出した事業計画書、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができることとします。

協定の内容：診療科、診療内容、政策的医療、政策的医療経費などの内容

23 指定期間満了前の指定の取消し

市による指定の取消し

市は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指

定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき。

指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。

指定管理者が協定締結の解除の申出を求める場合は、2年以上の猶予をもって申し出、市と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。

指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき。

ア 募集要項に定める申込資格を失ったとき又は申込資格がないことが判明したとき。

イ 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき。

その他市が必要と認めるとき。

不可抗力による指定の取消し

市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。指定管理者が指定の取消しを求める場合は、2年以上の猶予をもって申し出、市と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。

指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、市立病院の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

24 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく市立病院の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこととします。

指定期間終了後又は指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は上記23の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設及び設備を速やかに原状に復さなければなりません。ただし、市長の承認を得たときはこの限りではありません。

25 リスク（責任）分担

リスク分担の基本的な考え方は、別紙2のとおりです。なお、詳細は、協定の締結を行う際

に定めます。

26 その他

立入り検査

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行います。

監査

市監査委員が市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実施調査及び必要な記録の提出を求められる場合があります。

協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し決定することとします。

(別紙1)
施設概要

1 診療科等

診療科(従来の診療科)

内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、精神神経科、麻酔科

病床数(許可病床数)

393床(一般200床、療養23床、結核20床、精神神経150床)

- 沿革
- ・昭和25年1月 現在地に銚子市立診療所を設置
 - ・昭和26年9月 銚子市立病院と改称
結核病床40床、X線装置・病理試験室設置
 - ・昭和45年5月 一般病棟別棟改築
 - ・昭和59年3月 総合病院建設工事(期)竣工、台町医師住宅竣工
 - ・昭和59年7月 銚子市立総合病院と改称
 - ・昭和60年8月 総合病院建設工事(期)竣工
 - ・平成2年11月 精神神経科病棟(E棟)改築工事竣工

2 建物・敷地

建物及び構造	本館棟	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上4階
	結核病棟	鉄筋造 2階
	精神神経科病棟	鉄筋造 2階
	精神神経科病棟	鉄筋造 地下1階地上3階
延床面積	本館棟(A・B棟)	13,673.7m ²
	結核病棟(C棟)	1,352.2m ²
	精神神経科病棟(D棟)	1,735.3m ²
	精神神経科病棟(E棟)	3,313.3m ²
	その他	620.8m ²
	計	20,695.3m ²
敷地面積		20,529.5m ²
駐車場		276台

3 施設の構成

区分		建物の内容	延床面積
本館棟 (A棟)	地下	リハビリテーション科、栄養科、職員食堂、厨房室、薬剤科、コンピュータ室、リネン室、消毒室、中央監視室、発電機室、電気室、ボイラー室、熱源機械室、ポンプ室、マニホールド、剖検室、標本室、霊安室、家族控室	13,673.7 m ²
	1階	外来診察室、救急外来、臨床検査科、薬剤科、放射線科、MRI室、医事係、医療相談室、健康診断ドック室、検診室、警備員室、売店	
	2階	病棟(療養)、家族控室、電話交換室、手術室、中央材料室、麻酔科医局、皮膚科、内視鏡室、総看護師長室	
	3階	病棟(外科系)、デイルーム	
	4階	病棟(内科系)、デイルーム	
本館棟 (B棟)	2階	院長室、副院長室、医局、医師当直室、応接室、図書室、研究室、講義室、事務局長室、庶務課	
	3階	病棟(外科系)	
	4階	病棟(内科系、回復期リハビリテーション)	
結核病棟 (C棟)	1階	病棟(結核)、医療安全管理室	1,352.2 m ²
	2階	技監室、看護師長室、訪問看護室、看護部研修室、実習生討議室、実習生更衣室	
精神神経科 病棟 (D棟)	1階	社会復帰(デイケア)	1,735.3 m ²
	2階	病棟(精神神経科)	
精神神経科 病棟 (E棟)	地下	集団療法室	3,313.3 m ²
	1階	外来診察室、精神神経科部長室、精神神経科医局、医師当直室、看護師当直室、会議室	
	2階	病棟(精神神経科)	
	3階	病棟(精神神経科)	
その他		職員訓練棟、車庫棟等	620.8 m ²

(各診察室等に有線LANの配線済み)

4 主な医療施設

	固定資産名	設置場所	購入年月日
1	手術用X線テレビ装置	手術室	平成10年12月22日
2	手術用顕微鏡	"	昭和59年 3月30日
3	超音波凝固切開装置	"	平成17年10月31日
4	全身麻酔器	"	平成17年12月22日
5	生体情報モニタ	"	平成18年 8月11日
6	電気手術器	"	平成19年 3月16日
7	手術顕微鏡用カメラ及び画像記憶装置	"	平成20年 3月28日
8	超音波白内障手術装置	眼科	平成14年 6月27日
9	自動視野計	"	平成16年12月27日
10	眼底カメラ	"	平成17年 9月26日
11	眼圧計	"	平成17年 9月26日
12	蒸気滅菌装置	中央材料室	平成14年 2月12日
13	プラズマ滅菌装置	"	平成14年11月18日
14	磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	放射線科	平成13年 3月15日
15	血管造影X線診断装置	"	平成16年 8月31日
16	X線デジタル画像システム	"	平成15年12月26日
17	X線テレビ撮影装置	"	平成12年 9月22日
18	乳房X線診断装置	"	平成17年11月28日
19	生化学自動分析装置	臨床検査科	平成11年 8月12日
20	全自動血球アナライザー	"	昭和59年 3月29日
21	全自動尿分析装置	"	平成11年10月19日
22	デジタル脳波計	"	平成19年 3月26日
23	筋電計	"	平成 8年 9月26日
24	X線血液照射装置	"	平成 9年10月23日
25	超音波診断装置	"	平成15年12月19日
26	全自動血液ガス分析装置	"	平成16年12月27日
27	全自動採血管準備装置	"	平成18年 2月17日
28	超音波骨密度測定装置	"	平成18年 3月20日
29	輸血管理システム	"	平成18年 3月20日
30	全自動血液凝固測定装置	"	平成19年10月 5日
31	自動グリコヘモグロビン分析計	臨床検査科	平成20年 6月27日
32	全自動糖分析装置	"	平成20年 6月27日
33	全自動錠剤分包機	薬剤科	平成15年11月15日

34	全自動散薬分包機	"	平成18年 2月15日
35	簡易型散薬監査システム	"	平成17年 3月10日
36	全自動散薬分包機	"	平成18年 2月15日
37	炭酸ガスレーザー手術装置	皮膚科	平成13年 7月25日

5 車両

車名	取得年月日	登録ナンバー
ニッサン患者輸送車	平成 5年 3月	千葉88さ7253
ニッサンサニーバン	平成10年 2月27日	千葉46つ8329
マツダファミリア	平成13年 7月23日	千葉500め7977
ズズキアルト	平成 9年11月26日	千葉50と4012
ズズキアルト	平成 7年 4月24日	千葉50そ7918
ズズキアルト	平成12年 5月19日	千葉50は5191

6 電気設備

受変電設備

東京電力から6KVで受電、契約電力700KW(休止時)

蓄電池設備

鉛蓄電池 300AH/10HR 100V 1組(非常灯、制御用)

非常用発電機設備

ガスタービン発電機 3相3線式 6KV、50Hz、625KVA

監視、制御設備

中央監視室による集中監視

電話設備

ナースコール設備

自動火災報知設備

投薬表示

7 衛生設備

給水設備

市水引込及び井水利用

市水受水槽 40m³ 4基

市水高架水槽 15m³ 2基

井水受水槽 80m³ 1基(地下式)

井水高架水槽 5m³ 2基

給湯設備

蒸気ボイラーの蒸気供給による中央給湯方式

A棟 貯湯槽 2.5 m³ 2基

E棟 貯湯槽 1.5 m³ 2基

A・B棟 電気湯沸器 14基

浄化槽設備

特殊排水 検査科系統と結核病棟系統は別系統

中和槽 2.5 m³

厨房設備

給食能力 500食/回

医療ガス設備

酸素、笑気、窒素、圧縮空気、余剰ガス、吸引の各設備

中央集塵設備

手術ホール、ハイケアー室等に設置

8 空調設備

熱源設備

A棟 冷温水発生機 200 USRT 1台

A棟 冷温水発生機 80 USRT 2台

E棟 吸収式冷水機 95 USRT 1台

A棟 冷却塔 200 USRT 1台

A棟 冷却塔 100 USRT 2台

E棟 冷却塔 95 USRT 1台

A棟 炉筒排煙ボイラー 2,000 kg/H 2基

E棟 熱交換機 315,000 Kcal/H 1基

空調方式

病室、管理部門等 ファンコイルダイレクト方式

外来診療、手術室等 ダクト式

エアハンドユニット 23台

パッケージ空調機 12台

ファンコイルユニット 300台

全熱交換器 21台

換気設備

吸気ファン 10台

排気ファン 50台

小型排気ファン 86台

9 昇降機設備

交流帰還制御方式

A棟 1,000kg 15名 60m/min. 2台(寝台用)

A棟 750kg 11名 60m/min. 1台(乗用)

E棟 1,000kg 15名 60m/min. 1台(寝台用)

交流一段速度歯車式

A棟 50kg 30m/min. 1台(小荷物運搬用)

交流二段速度歯車式

A棟 600kg 30m/min. 2台(荷物用)

油圧式

A棟 750kg 11名 30m/min. 1台(車椅子用)

10 消防設備一覧

消火器		
ABC粉末消火器(10型)		101 本
消火器 ハロン1301(2kg)		3 本
消火器 二酸化炭素		1 本
屋内消火栓設備		
加圧送水装置(200V×15KW×750l/min×59m)		1 台
放水口器具[1号消火栓]		23 箇所
(ホース口径40mm・ノズル口径13mm・ホース長さ15m×2本)		
放水口器具[2号消火栓]		8 箇所
(ホース口径25mm・ノズル口径13mm・ホース長さ20m×1本)		
スプリンクラー設備		
スプリンクラーポンプ(エハラSS 200V×18.5KW×900l/min×87m)		1 台
閉鎖型ヘッド数		2,493 個
自動警報弁		10 個
自動火災報知設備		
受信機 P型1級 54/60回線		1 台
受信機 P型1級 6/15回線		1 台
受信機 P型1級 13/30回線		1 台
受信機 P型2級 5回線		1 台
副受信機 P型1級 1/1回線		6 台
発信機 P型1級 屋内型		35 個
地区音響装置		47 個

差動式スポット型感知器 2種	339	個
定温式スポット型感知器 1種	81	個
定温式スポット型感知器 防水1種	41	個
定温式スポット型感知器 防水特種	6	個
光電式スポット型感知器 非蓄積型2種	47	個
煙光電式感知器 非蓄積型2種	249	個
ガス漏れ火災警報設備		
受信器 ARP(G)型 5/5回線	1	台
警報装置	10	個
火災通報装置	1	台
非常放送設備		
本機	2	台
遠隔操作機	3	台
スピーカー ホーン型	66	個
スピーカー コーン型	227	個
誘導灯設備		
誘導灯 A級(40W-2灯)	24	台
誘導灯 A級(大型)	6	台
誘導灯 B級(20W-1灯)	34	台
誘導灯 B級(40W-1灯)	21	台
誘導灯 B級(中級)	7	台
誘導灯 C級(10W-1灯)	23	台
標識(避難口用)	4	箇所
自家発電設備		
発電機(ディーゼル可搬式) 単相2線式 5kW(100V)/6kW(110V)	1	台
防排煙設備		
防火ダンパー 電気錠型	6	系統
防火シャッター	1	箇所
防煙タレ壁	8	箇所
排煙口 電気錠型	4	箇所
防火戸	33	箇所
非常口	1	箇所
排煙窓	174	箇所

避難器具設備		
屋外常置式避難救命塔(ライフタワー)長さ 25.4m	4F ~ 2F	1 台
屋外常置式避難救命塔(ライフタワー)長さ 28.5m	4F ~ 2F	1 台
ハロゲン化物消火設備		
ハロン 1301 (50kg)		4 本
ヘッド数		6 個
移動式粉末消火設備		
粉末タンク		2 基分
加圧用ガス容器		2 基

(別紙2)

リスク(責任)分担一覧表

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者 (応募団体)
応募書類に関する権利の帰属	指定管理者が決定するまでの間		
	指定管理者の決定後		
	選定されなかった団体		
応募	応募に関して必要となる費用		
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		
	管理運営の準備のために負担した費用及び損害		
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		
債務不履行	市が協定内容を不履行		
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		
	市側の要因による運営費用の増大		
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加		両者の協議
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		
診療報酬の改定	収入・支出の増減		
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報漏洩や犯罪発生等		
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		
施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理	維持管理		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷		両者の協議
	備品の更新		
	施設・設備の改良・改修		
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		
	市側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担		
	上記以外の場合		両者の協議
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		
不可抗力	自然災害(地震、台風など)、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業		両者の協議

「11 施設等の改良工事等」参照